

## 資料 1 4 : 予防原則 Q&A ((社)日本化学工業協会)



## 予防原則 Q&A

### はじめに

Precautionary Principle は、欧州において以前から食品安全問題への取り組み策の中に適用され、近年では化学物質に対する規制の考え方としても取り入れられるようになってきている。日本ではいまだ余り馴染みのない概念であり、巷間では立場によって様々な解釈や用いられ方がなされている。この考え方が不適切に適用されれば産業や消費者に対して甚大な影響を与える可能性がある。

日本化学工業協会としても Precautionary Principle に関する理解を深め、今後この考え方や適用のあり方について検討を進めて行くことが求められてきた。そこで平成 12 年 5 月ワーキンググループを設置し、従来の Precautionary Principle に関する種々の考え方をレビューすることとした。本レポートは、皆様方の理解に資するよう ICCA の見解など代表的な考え方をまとめたものである。日本化学工業協会や各業界において、このレポートをもとにさらに議論が進み、Precautionary Principle のあるべき形が明確となってくることを期待している。

なお Precautionary Principle の訳語として、誤ったイメージを与える恐れがあるものの比較的人口に膾炙されるようになってきた「予防原則」を採用した。Precautionary Principle なる概念が十分構築されて後、再度適切な訳語を検討すべきであると考えます。

平成 13 年 3 月

(社)日本化学工業協会

Precautionary Principle Working Group

平成 16 年 6 月時点での追加コメント（「予防原則」関連の言葉使いについて）

上記「はじめに」の最終段落にも触れられているが、平成 13 年時点では必ずしも「予防原則」(Precautionary Principle)と「予防的取組又は予防的方策」(Precautionary Approach)とが最近ほど明確に区別されていなかった。

その後、文中(Q12/A12)にもあるように POPs 条約の交渉経緯の中で、「リオ宣言第 15 原則に基づく予防的取組」との言葉が国際的な合意になっている(WSSD もこの言葉である)。以上のことから本文に記載の「予防原則」は「予防的取組」をも包含した広い意味と成っていることをここにお断りし、本文中の表現は修正しないことを追記させて頂く。

## 目 次

Q1. 「予防原則」とは何ですか	P . 1
Q2. 予防原則が生まれた背景は	
Q3 予防原則の起源と普及の歴史的経緯は	P . 2
Q4 予防原則に関する日本の現状は	P . 3
-----	
Q5 誰が、どのように予防原則を適用するのですか	
Q6 予防原則を適用する場合、どのような対策が実施されるのでしょうか	P . 4
Q7 予防原則を適用するにあたっての問題点は	
-----	
Q8 予防原則を実際に適用した事例はありますか	P . 5
Q9 予防原則と内分泌かく乱物質問題、ダイオキシン問題との関係は	P . 7
Q10 予防原則は自由貿易にどのような影響を与えますか	P . 8
Q11 WTO で争われた貿易問題で、予防原則に関する事例はありますか	
-----	
Q12 予防原則に関する今後の動きは	P . 1 0
Q13 予防原則に関する ICCA の見解	P . 1 1
Q14 予防原則に関し、今後各企業が具体的に行うべきことは、 また、化学産業界としての役割は	P . 1 3

## 予防原則 Q & A

Q 1 . 「予防原則」とは何ですか

A 1 .

「予防原則」とは、“Precautionary Principle”の訳ですが、世界的に見ても未だ定義、解釈が統一されていないのが現状であり、この原則を使うそれぞれの立場によって解釈や見解にある程度違いがあります。したがって、予防原則の考え方及びその適用の枠組みについては、今後の世界的な議論や適用事例の評価、各国の裁判所、行政の判断の積み重ねなどにより、具体化、明確化されていくものと思われます。

ただし、後述する「リオ宣言第15原則」などの代表的な考え方に基づき、「予防原則」の意味するところをまとめると次のようになります。

- 人の健康、環境に対する深刻かつ不可逆なリスクがあると予想される場合は
- 因果関係について十分な科学的確実性がなくとも完全な科学的証拠がそろわぬのを待たずに
- 費用対効果を考慮した上で
- 事前に予防的措置を取ることを求める
- リスクマネジメントの方策の一つ

予防原則は、食品、公衆衛生、環境など非常に幅広い分野において適用され得る考え方であり、化学物質の安全管理もその例外ではありません。

Q 2 . 「予防原則が生まれた背景は

A 2 .

近年の環境問題や化学物質のリスクとして指摘されている問題には、過去の公害問題と比べても、因果関係の立証が一層困難なもの、あるいは、問題とされる現象の有無さえも不明確なものが含まれるようになってきました。特に、次のような「不可逆性」「長距離移動性」「残留性・生体濃縮性」のある問題が議論の的となってきました。

- 1) 人の生命や生物の生存に致命的被害を与える不可逆性
- 2) 地域などの空間スケールを超える長距離移動性
- 3) 長期にわたる残留性と生体濃縮性

このような不確実性の大きい問題に関しては、どこで、いつ、どの程度の影響が生ずるのかといった疑問に対して、科学的に正確かつ精密な答えを見出すことは

難しく、完全な科学的証拠がそろわぬのを待っていては被害を防止できない可能性も否定できません。

また、最近では、オゾン層破壊や地球温暖化現象等の地球規模の環境問題に関する論議等を通じて、環境保護に対する市民、産業界、政府の意識も確実に変化してきました。

こうした状況を背景として、因果関係等が科学的に不確実な問題に対しては予防的な事前対応が必要ではないか、とする意見が世界的に高まってきました。

### Q 3 . 予防原則の起源と普及の歴史的経緯は

#### A 3 .

そもそも、予防原則の起源はドイツの環境政策に見ることができます。

60年代後半～70年代、当時の西ドイツにおいて、酸性雨、北海の海洋汚染等に対する厳格な規制政策の基本原則として採用された“Vorsorge” “Vorsorgeprinzip” が、“Precaution” “Precautionary Principle”と訳され普及したとされています。

1984年のドイツ政府「大気質の保全に関する報告書」において、“Vorsorgeprinzip”とは、「自然界に及ぼされる被害が、事前にそして機会と可能性を逃すことなく回避されることを要求するもの」と定義され、さらに、“Vorsorge”とは、「健康と環境に対する危険を早期に察知することや、科学による決定的で確実な理解がいまだ得られていない場合にも行動することを意味する」とされています。

80年代～90年代初めにかけて、オゾン層保護、北海保護等に関する国際会議の宣言、議定書等で、この概念が採用され、世界的に普及してきました。ただし、これらの文書に使用された表現は、“precautionary principle”, “precautionary measures”, “precautionary approach”, “precautionary action”等様々でした。

1992年、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」第15原則が、現在予防原則に関し最も広く認められた考え方とされています。

< 「リオ宣言」第15原則 >

「環境を保護するため、各国はその能力に応じて、予防的方策（Precautionary approach）を広範囲に適用すべきである。深刻なまたは取り返しのつかない被害の恐れがある場合には、十分な科学的確実性がないことを理由に、環境悪化を防ぐ費用効果の高い対策を先送りしてはならない。」

### Q 4 . 予防原則に関する日本の現状は

## A 4 .

日本では、一般的に”Precautionary Principle”を「予防原則」と訳しています。

現在のところ、日本において予防原則が法律に明記されたり、環境政策・規制の過程で適用された例はありませんが、以下のとおり、当原則の考え方はすでに環境白書、環境基本計画の中で確認されています。

## 参考

<平成12年度「環境白書」>

「人や生態系への影響については、回復困難なものが多いため、環境対策においては予防原則を適用することを第一に考えることが基本となる。」

<平成12年12月発表「新環境基本計画」>

「環境問題の中には、科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていないが、長期間にわたる極めて深刻な影響あるいは不可逆な影響をもたらすおそれが指摘されている問題があります。このような問題については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じ、予防的な方策を講じます。」

Q 5 . 誰が、どのように、予防原則を適用するのですか

## A 5 .

「予防原則は本質的には、政策決定者によってリスクマネジメントの中で用いられる」(2000年2月2日付EU委員会採択「予防原則の使用に関する文書」より)とされています。たとえば、環境政策(規制)等に関する意思決定過程において、政府、行政担当者などの政策決定者が当原則を適用する場合などがこのケースにあたります。

一方、われわれのような産業界においても、予防原則的な考え方をとる場面があり得ます。たとえば、レスポンシブル・ケアを中心とする各企業の自主的活動の過程で、何らかの重大なリスクがあると判断した製品について、自主的な製造の中止、回収を行うケースなどです。

ただし、どのようなプロセスにしたがって予防原則の適用を検討し、リスク削減策を決定すべきかという問題については、Q13に示すICCAの例のように、それぞれの立場から意見が提案されていますが、現在のところ考え方は統一されていません。

Q 6 . 予防原則を適用する場合、どのような対策が実施されるのでしょうか。

A 6 .

実際に予防原則を適用しようとする場合、いきなり「禁止するか、放置するか」の議論ではありません。その適用が決定された場合も、予想されるリスクの大きさ、リスクの蓋然性、費用対効果などによって、種々の対策と方法が実施されることとなります。これらはすでに現行のリスクマネジメントで行われているものと同様です。

対策としては、使用禁止、使用制限、代替化、目標値の設定、情報伝達による危害防止等が挙げられます。また、その方法としては、法律や条令による規制、行政指導、業界自主規制、各企業の自主的取り組み等があります。

Q 7 . 予防原則を適用するにあたっての問題点は

A 7 .

予防原則に関しては、未だ正式な定義、解釈が存在しないこと、科学的不確実性がある中で適用されるものであることなどから、次のような問題点が指摘されています。

(1) 「極端な」解釈

予防原則の適用に関しては、正式な定義がないことから、政府、産業界、環境団体などの関係当事者が、それぞれの立場、姿勢に基づき、解釈し意見を表明してきたのが現状です。したがって、それらの解釈、意見の中には、科学的なリスクアセスメントの実施やリスク削減策における費用対効果の検討などを考慮することなく、「予防原則適用 = 少しでも疑わしきものはすべて禁止」「不確実性に係る責任を一方的に製品開発側に負わせるべき」といった、極端と言わざるを得ない解釈も一部で主張されています。

(2) 挙証責任の転換

民事訴訟法などにおいては、環境被害がある場合、その被害と原因との因果関係等を証明する責任(挙証責任)は被害を受けた側にある、ということが原則となっています。

しかし、予防原則をめぐる論議の中では、科学的不確実性が存在する状況において、従来のように被害と原因との因果関係を科学的に立証することは非常に困難であることから、潜在的なリスクがあると指摘された製品のメーカー等の側に挙証責任を転換すべきである、との主張が一部でなされています。

(3) 貿易問題

予防原則が適用された結果、外国製品の輸入(使用)禁止等の措置が決定され

るケースがあり得ます。そのようなケースで、予想されるリスクと被害に関する評価が当該製品の輸出国と輸入国( 予防原則を適用した国 )の間で異なる場合は、両国間の貿易問題に発展する恐れがあります。たとえば、後述のとおり、ホルモンを使用した食肉に対する欧州委員会の輸入禁止措置は、米国と EU との間で大きな貿易摩擦となっています。

このような問題は、予防原則の考え方が必ずしも明確でなく、国や自治体によって、解釈が異なること、また、科学的データが十分ではないためにリスク評価の結果に差があることから生じるものです。

#### (4) 他のリスクとのトレードオフ

予防原則が適用された結果、適切な措置が決定されリスクが排除されたと思われる場合においても、新たなリスクが発生する可能性があります。たとえば、後述するオゾン層保護問題では、オゾン層破壊物質の使用が規制されたことにより、代替物質（いわゆる代替フロン）の利用が進みましたが、一部の代替フロンは、二酸化炭素の数千倍から数万倍の温暖化作用があると考えられているため、1997年の地球温暖化防止京都会議で削減の対象になりました。このように、ある用途についてリスクがあると判断された製品の使用を禁止し、代替製品の使用を推進する措置が取られた場合に、その代替製品について、それまで認識されていなかったリスクが新たに発見される場合がこのケースにあたります。

Q 8 . 予防原則を実際に適用した事例はありますか

A 8 .

#### (1) オゾン層保護に関する国際条約

予防原則を適用した初期の事例として、オゾン層破壊に関する国際条約が挙げられます。

地球を取り巻くオゾン層は、生物に有害な影響を与える紫外線の大部分を吸収していますが、冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄剤等として使用されてきたクロロフルオロカーボン（CFC）や消火剤のハロンは、大気中に放出され成層圏に達すると塩素等を放出し、オゾン層を破壊すると考えられています。

オゾン層が破壊されると、地上に達する有害な紫外線の量が増加する結果、人体への被害（皮膚癌、視覚障害の増加等）や自然生態系に対する悪影響が生じることが恐れられています。

このようなオゾン層破壊のメカニズムとその悪影響は、1970年代中頃より指摘され始めました。その後、国際的な議論が行われ、1985年に、オゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組みを設定するウィーン条約が、1987年に、同条

約の下で、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易を規制して人の健康及び環境を保護するためのモントリオール議定書が、それぞれ採択されるに到っています。

モントリオール議定書の序文に、締約国は“precautionary measures”を採るとの記述があるように、議定書締約国は、同議定書採択の段階におけるオゾン層破壊のリスクについての科学的な解明が不完全であったにも拘わらず、オゾン層破壊物質の規制措置に合意しました。その後、締約国間でオゾン層の破壊状況と規制措置につき、更に科学的知見が充実された結果、規制物質の追加、規制スケジュールの前倒し等の規制措置の強化が行われてきています。

## (2) 狂牛病

次に、欧州において、予防原則を適用したと言われる比較的最近の事例として、1996年3月に欧州委員会が採った狂牛病(BSE、bovine spongiform encephalopathy、牛海綿状脳症)に関連する英国からの牛肉輸出禁止措置を紹介します。

狂牛病は、プリオンと呼ばれる特殊な蛋白を病原体とした、牛の脳の病気です。狂牛病にかかった牛は、脳を冒され、歩くこともままならなくなり、死亡します。狂牛病にかかった牛の脳は、非常に細かい穴が沢山空いたスポンジのように見えることから、狂牛病は、牛海綿状脳症と呼ばれますが、人にもクロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)と呼ばれる海綿状脳症があります。CJDの主な症状は、痴呆ですが、これもプリオンが原因で起こると言われています。とはいえ、プリオンは、動物の種によって異なるため、人が狂牛病に感染した牛を食べてもCJDにはならない、と考えられてきました。

対策が採られる契機となったのは、1996年3月の英国政府の助言役を務める海綿状脳症諮問委員会(Spongiform Encephalopathy Advisory Committee、SEAC)による発表でした。SEACは、人に新しい型の非定型的CJDが発生しており、その原因が狂牛病にかかった牛を食べたことであることを否定できない、との見解を示したのです。SEACの発表とほぼ同時期に、EU加盟国の多くは、英国からの牛肉の輸入禁止措置を採りました。そして、欧州委員会は、その1996年3月27日の決定で、狂牛病感染のリスクを減ずるため、英国からの牛肉の輸出を禁じたのです。

狂牛病の牛から人への感染についての科学的解明は、未だに不完全です。しかし、1996年3月のSEACの発表等を受けて、欧州委員会は、予防的措置として、英国の牛肉の輸出を全面的に禁じたのです。その後、牛肉の全面輸出禁止措置が過剰であるなどとして、英国の畜産農家が欧州委員会の決定を基に輸出禁止措置をとった英国政府を相手取り訴訟を提起しましたが、裁判所は、1998年5月の判決でその訴えを退けました。その判決の中で、裁判所は、予防原則を掲げているマーストリヒ

ト条約の第130(r)条(現EC条約第174条)に言及した上で、欧州委員会がリスクの  
 説明を待つことなく採った輸出禁止措置を支持しました。

以上、予防原則を適用したと考えられる事例を2件紹介しました。事例からも分  
 かるとおり、環境や健康問題において、予防的な思想を取り入れることは、けっし  
 て新しいものではありません。また、環境や健康リスクに対して予防原則的な措置  
 をとった事例は、この他にも数多くあります。そのような状況の中で、近年「予防  
 原則」の概念が脚光を浴びているのは、科学の発展等により新たな物質が開発され  
 ていることや、環境安全や健康に対する人々の意識が高まっていること等がその背  
 景にあると思われます。

Q9 . 予防原則と内分泌かく乱物質(いわゆる“環境ホルモン”)問題、ダイオキシ  
 ン問題との関係は

A9 .

地球温暖化や環境破壊とともに予防的な処置が重要とされているのが「内分泌か  
 く乱物質問題」です。「内分泌かく乱物質」については、1996年コルボーン博士ら  
 が著した「奪われし未来」で取り上げられ、現在、化学物質の安全性上の問題とし  
 て大きな話題となっています。この本の趣旨は、化学物質の中にホルモン作用を持  
 つものがあり、これらの物質を摂取することにより、野生生物に生殖異常が引き起  
 こされ、地球規模で多くの野生生物が「種の絶滅」に瀕している。いずれは人の生  
 殖能にも影響すると予想されるので、早急に調査と対策の策定が必要である、とい  
 うものです。

この本の中で具体例として挙げられているのは、PCBやDDTといった主として残  
 留性の高い有機塩素系化合物あるいはトリブチルスズ(TBT)などの有機スズ化合物  
 および流産防止の目的で妊婦に投与された合成女性ホルモン剤であるジエチルスチ  
 ルベステロール(DES)です。これらのうち、PCB、DDT、TBTは、難分解性、高濃縮  
 性、長期毒性を持つことからいずれも国内では「化学物質の審査及び製造等の規制  
 に関する法律」(「化審法」)の規制により製造及び使用が規制されており、国際的に  
 も禁止の方向にあります。一方、ビスフェノールA(BPA)やノニルフェノール(NP)な  
 どには、試験管内の実験で、弱い女性ホルモン活性が見られることから、これらの  
 物質によっても人で内分泌かく乱が引き起こされる可能性が高いと警鐘を鳴らして  
 います。

しかし、BPAやNPは、PCBやDDTに比較すると遙かに残留性は低く、また、体内  
 で代謝されやすく、さらに、ホルモン活性はDESの千分の一から数万分の一である  
 ことから、このような物質を環境暴露濃度(プラスチック容器などから溶出する程

度のわずかの量) 摂取したときに、実際に内分泌かく乱が引き起こされるのかどうかについては、専門家間で議論があります。

このように専門家の間でも結論が出ていない問題ですが、次世代への影響があるかもしれないという懸念があるということで、「予防的な処置」として、これらの物質をふくむ各種のプラスチックの使用中止や、より安全性の高い物質への代替あるいは、成分表示を求める動きがあります。このように、「科学的には不明確」でありながら、「次世代への影響(仮に影響があるとしても現時点では、分からない)」についての懸念があるということで、「予防的な処置」あるいは「予防原則」に従った対応を求めるというのが、「内分泌かく乱物質問題」の本質であるといえます。

なお、「ダイオキシン問題」が「内分泌かく乱物質問題」と同列に扱われる場合がありますが、「ダイオキシン問題」と「内分泌かく乱物質問題」は、全く別と考えるべきです。

「ダイオキシン」には、「ホルモン作用」あるいは「ホルモン系への作用」がありますが、その他にも多くの有害作用が知られており、「環境暴露濃度での有害性の有無」が問題となっているわけではありません。基本的に、「ダイオキシン」の削減について反対する考えはどこにもありません。「ダイオキシン」は、ゴミの焼却や化学物質の製造時の副生成物として「非意図的」に生成するため、これを生成しないような具体的な対策がすでに実施されており、「予防的な処置」の必要性が問題となっているわけではありません。

Q10. 予防原則は自由貿易にどのような影響を与えますか

A10.

予防原則は、目下のところ国際法或いは国際環境法で一般法として認められているものではありません。予防原則はその内容が漠然としていて恣意的な解釈が可能であり、各国が予防原則について独自の判断で輸入制限等の貿易措置を取る事がありません。貿易措置(例えば輸入禁止)の基準となるリスクアセスメントが、純粋に科学データに限られず、非定量的なデータを含むことがあります。そして想定されるリスクに対しては“リスクが課せられる社会にとって容認出来るものかどうか”という考えから、政治的に決定がされがちです。このような事情から予防原則は、WTO がもっとも嫌う偽装された貿易制限・国内産業保護に、利用されることが容易にあり得ます。

Q11. WTOで争われた貿易問題で、予防原則に関する事例がありますか

A11.

ある貿易措置が不確実性の高い健康リスクからとられたものか、或いは偽装された国内産業保護なのか、WTO で法的に争われたものの代表として、欧州と米国の間のホルモン牛肉輸入禁止措置ケースを紹介します。

### (1) 経緯

EUは6種のホルモン(註1)を使用した食肉の輸入について、消費者不安等を理由に1989年1月から輸入禁止措置を取りました。この決定の背景としては、合成ホルモンDES(ジエチルスチルベステロール)により障害を持って赤ちゃんが生まれたとされるケースが欧州で当時広く報道され、このDESが子牛肉から作られたベビーフードから検出されたという事件があります。このDES事件をきっかけに、ホルモン使用反対の消費者運動が欧州で一気に広がりました。これに対し米国では、毒性の明らかになったDESは別として、ECが禁止した6種のホルモンについては人体に悪影響ありとの確証が出てこないで、牛肉生産の生産性を上げる為使用を継続していました。そこでこのEU決定に科学的根拠を欠くとする米国は、当時はWTO成立前だったので、GATTのスタンダード協定に基づいてEUを訴えました。しかし同協定にはこの種の紛争に適切な紛争処理メカニズムを備えておらず、その後10年以上未解決のままこの問題は放置されていました。1995年にWTOが設立されると、米国は改めてEUの禁輸措置には科学的根拠がないとして、新設WTOに提訴しました。一方EUは、1996年1月農相理事会で禁輸継続を重ねて決定し、米国・EUはWTOを舞台として真正面から争うことになりました。

### (2) パネルによる裁定

WTOは、1996年5月にパネル(一審に相当)を設置して本件の審議を始めました。パネルは1997年8月報告書を纏め、その中で“EUの禁輸措置は国内産業保護を目的とした差別又は偽装した貿易制限である”との認定をし、EUは敗訴しました。

### (3) 上級委員会による裁定

EUはパネルの認定を不服として、1997年9月上級委員会(最高裁に相当)へ申し立てを行いました。これに対し上級委員会は1998年1月報告書を提出しました。その中で上級委員会は、予防原則について、「SPS協定(註2)に予防原則という言葉は使用されていないが、その考え方はSPS協定に取りこまれている(註3)。しかし、予防原則は同協定が要求する科学的なリスク評価を免責するものではない。」としました。よって、上級委員会は、「EUの禁輸措置は差別又は偽装した貿易制限ではない」とパネルの認定を否定したものの、その措置の実施にあたり、SPS協定が求めるリスク評価を十分に行なっていない、としてEUに対し再び敗訴の裁定を下しました。

註1：3種の天然ホルモン(17 エストラジオール、テストステロン、プロゲステロン)及び3種の合成ホルモン(トレボロン・アセテート、ゼラノール、メレンゲストロール・アセテート)

註2：WTOは自由貿易への制限を認めるケースをいくつか規定しています。動植物関連の輸入制限については、WTO付帯協定であるSPS協定(Agreement on the Application of Sanitary and Phyto-Sanitary Measures：衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に輸入制限の条件を定めています。

註3：具体的には、SPS協定前文、5.1条及び5.7条

## Q 1 2 . 予防原則に関する今後の動きは

### A 1 2 .

今後予想される動きとしては残留性有機汚染物質条約（POP s 条約）及び生物多様性条約カルタヘナ議定書の影響が考えられます。

#### （ 1 ）残留性有機汚染物質条約

POP s とは残留性有機汚染物質（ Persistent Organic Pollutants ）のことで、残留性、生体濃縮性、長距離移動性及びヒト健康乃至環境に対する有害性が認められた農薬等現在 1 2 物質が指定されています。これらの物質について、国連の UNEP が事務局となり、国際的に製造及び使用を禁止又は制限していくために、2001 年を目途に条約を成立させようとしています。2000 年 12 月には、122 カ国の参加のもとに条約案文が合意されました。その時の主要な争点として、前文、目的条項及び新規 POP s 選定基準の条項に予防原則に関する文言を入れるかどうかがありました。

最終的には、前文には precaution という文言、目的条項にはリオ宣言第 1 5 原則を引用して Precautionary approach という文言がそれぞれ入ることになりました。一方、新規 POP s 選定基準に関しては、より拡大した範囲での化合物が POP s として収載される基準にならないよう、Precautionary Principle という文言は取り入れない事を求めましたが、Precautionary manner が使用されています。

2001 年 5 月にはストックホルムで条約の署名が行われますので、日本でも締結に向けての準備に入ることになり、近々予防原則についての論議の場が必要になってきます。

#### （ 2 ）生物多様性条約カルタヘナ議定書

2000 年 1 月に 133 カ国参加のもと合意されたカルタヘナ議定書は、生物多様性条約 19 条 3 項に基づいて、生物多様性に悪影響のある遺伝子組替え生物について、安全な移送、取扱い及び利用の手続を定めたものです。

予防原則に絞ってみれば、予防的アプローチに基づく行動が認められていますが、リスク評価に関しては、各国の生態系の違いを踏まえて各国の最大公約数的内容にとどめたため、詳細についての記述はなく、その具体的な内容については、今後加盟各国において制定される国内法によることとなります。その場合、少なくとも議定書に予防的アプローチに基づく行動が認められている以上、それに沿った措置を盛り込む必要が生じます。

WTO との関係でみた場合、予防原則を導入する場合には、適用される予防原則の定義・内容・程度を限定して規定化してあれば解釈の幅は狭くなりますが、一般的な原則として WTO 諸規定上の位置づけを与えることは WTO 体制を不安定化するという懸念があります。

国内においては予防原則の概念、定義、リスク評価及びリスク管理との関係等は、未だ明確ではなく専門家による検討を実施すべきであり、その行方を見極める必要があります。

**Q13 . 予防原則に関するICCAの見解****A13 .**

国際化学工業協会協議会（ICCA）の予防原則に関する見解は、2000年10月のヒューストン総会で承認されたPosition Paper「規制の決定における予防原則の適用原則」にて示されています。

その中で、ICCAはリオ宣言の第15原則を支持しています。また、予防原則適用にあたっては下に示す9つの原則に則るよう主張しています。

一方、化学産業界としては予防原則の基本的理念は、シングル・ケアとして従来より取り込んでおり、その更なる充実した活動によって社会に貢献していく、としています。

政府に対しては、予防原則適用に関し、リスクに基づく科学的に正しいアプローチを求めています。さらに、予防原則の適用過程における、公開性・透明性の確保並びに化学産業界の参加を求めています。

以下にICCAの予防原則適用原則を示します。

**第1原則：**

予防原則の実施は、それぞれの関連段階において科学的不確実性の度合いを明確にする客観的リスク・アセスメントからはじめるべきである。リスク・アセスメントは、可能な場合は、実際のデータを根拠とすべきである。データが入手できない場合、適切なモデルおよび仮説を用いるべきである。

**第2原則：**

予防原則の適用を裏づけるリスク・アセスメント・プロセスは一般に、問題の重要性および新規性に依じて行なわれる範囲で、独立し、バランスのとれた、透明性のある科学者による審査プロセスを含むべきである。

**第3原則：**

客観的リスク・アセスメントによって、“健康または環境への重大または取り返しのつかない損害のおそれ”を示す合理的な証拠が存在すると立証される場合に、予防原則を適用すべきである。

**第4原則：**

予防原則を適用する場合、特定の問題または関係（たとえば、特定の化学製品および特定の用途）に対し、合理的に入手可能な既存の科学知識を用いてリスク削減措置をできるだけ正確に目標として設定すべきである。

**第5原則：**

予防原則にもとづく対策は、制限または排除すべきリスク；そのリスクに付随

する不確実性の度合い;およびそのリスクに対する取り組み方に見合ったものでなければならない。

第6原則:

予防原則にもとづく対策には、許容可能な対策をとることを目的として、費用と恩恵といった利益と不利益の承認が含まれなければならない。

第7原則:

リスク・アセスメントの結果が入手可能となった後に構想されるさまざまな管理上の選択肢を検討するための決定には、影響をうける関係者が関与すべきであり、その手続きはできるかぎり透明でなければならない。

第8原則:

将来の規制措置に優先順位をつけるための努力、または適切なリスク・マネジメント決定を実施するための努力を不当に遅らせるような方法で予防原則を適用してはならない。

第9原則:

一般に予防原則にもとづく対策は、事実上、暫定的なもののみなし、新しい情報が入手可能となった場合に再検討すべきである。

この9原則を、予防原則適用プロセスに従って簡単にまとめると、次のとおりになると思います。

リスクアセスメントの実施

- ・科学的、客観的データに基づき実施すべき
- ・独立し、バランスのとれた、透明性ある科学者により審査すべき
- ・損害に関する十分な合理的証拠の存在を立証することが必要

リスク削減策の検討

- ・具体的に特定化された懸念に対して検討すべき
- ・費用対効果の点で許容可能な措置であるべき
- ・政策の決定過程には、すべての利害関係者が関与すべき

リスク削減策の決定

- ・対象となるリスク、その科学的不確実性の程度と釣り合いの取れた措置であるべき
- ・決定はあくまで暫定的措置であり、将来新たな情報を得た場合は再検討すべき
- ・適切なリスクマネジメント対策の決定を不当に遅らせてはならない

Q14. 予防原則に関し、今後各企業が具体的に行うべきことは、また、化学産業界としての役割は

A14.

予防原則は、製品が何らかの障害を人又は環境に引き起こし、被害が拡散する事を、早期に未然防止するために適用されます。

化学物質・製品が人又は環境に悪い影響を与えてはいけないという事は、それを企画、製造、販売及び廃棄まで行う化学産業界としても、配慮すべき立場にあります。

このことにいち早く着目し、企業の自発的活動として位置づけたのがカナダ化学工業協会（CCPA）です。CCPAは、「レスポンシブル・ケア」という概念で、化学品の企画・原料購入・製造・保管・流通・廃棄までの、全てのライフサイクルにわたって企業が配慮すべき事を謳っており、その活動を定期的に公表しています。有害性のあるものはリスクの大きな状態では環境に放出しない、使用者には安全に使ってもらうようにすることがレスポンシブル・ケア活動の基本的考え方です。この活動は、取りも直さず予防的行為に外なりません。

今後、日本も含め世界的に広がってきているこのような活動を産業界全体に拡大し、定着させることが必要です。

また、化学品の潜在的なリスクを未然に防止するためには、その物質の人の健康および環境に対する影響に関する科学的データを明確に把握しておくことが重要です。特に、生産量の多い化学物質の場合はそれが求められます。OECDが1995年より加盟国の合意の下にHPVプログラムを開始しましたが、化学産業界の自主的支援が求められていることから、ICCAは、世界で生産されている化学物質の内、高生産量既存化学物質（HPV：High Production Volume Chemicals、各国・地域年間100ト以上、米国は100万ポンド以上生産あるいは輸入量のある化学物質）のもので日米欧の少なくとも2地域以上で製造しているもののうち100物質について人の健康および環境に対する影響に関するデータを2004年迄に自主的に取得することにしています。

さらに、化学物質が健康や環境に与える影響の科学的な知見を増し、化学物質の安全性に関する不確実性を解消することを目的とした「人の健康や環境に及ぼす化学物質の影響に関する長期的自主研究（LRI: Long Range Research Initiative）」が、ICCAの下で行われています。

化学産業界としては、科学技術の進歩や社会環境の変化を踏まえて、リスクの削減を永続的に行うことが産業界の役割であると認識しています。

